

3月23日の規制改革会議農業ワーキング・グループに関する質問事項（回答）

平成28年4月8日

農林水産省生産局

平成28年3月25日付けで、規制改革推進室から質問のあった件について、以下の通り回答します。

1. 農協改革の議論の中で、農協という民間団体を政策の受け皿にはしないという農水省の方針であったはずだが、生乳に関して行政機関ではない指定生乳生産者団体を通して補給金を受け取るという条件をつけている政策の合理性如何。

（答）

- 1 農協改革の議論の中で、行政における農協の取扱いについては、「農協が農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、他の農業者やその団体等と同等に扱うことや、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、依頼するときには、公正なルールを明示し相当の手数料を支払って行うものとする」とされたところであり、「農協を一律に政策の受け皿にしない」との方針が定められたということではないと認識している。
- 2 生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農協、農協連合会は、加工原料乳生産者補給金制度に基づき、指定を受けて、
  - ① 地域の酪農家を代表して乳業メーカーとの対等な乳価交渉を行う
  - ② 効率的な集送乳を行うことによるコストの削減
  - ③ 飲用牛乳向けと乳製品向けを調整すること等による生乳の安定供給の実現を図るものであり、指定を受けた指定生乳生産者団体が補給金を交付していることのみをもって、農協改革の考え方と齟齬を生じているものではないと考えている。

2. 生乳の成分検査の実施主体のうち、農協系統の検査機関とその他民間検査機関の内訳を示されたい。また、農協系統の検査機関とその他民間検査機関との間に、検査の内容や事務手続、受検資格等に差異はないか示されたい。

（答）

- 1 生乳の成分検査は、乳質に基づく取引価格を決定する基準とするため、生産者が自主的に出荷時に行うものである。現在、この検査を実施しているのは、全国で15機関、うち農協は11機関であり、農協と農協以外の検査機関との間に検査内容における差異はないと承知している。

- 2 また、事務手続きや受検資格についても農協と農協以外の検査機関とで差はないと承知しているが、検査に必要な料金体系については、農協、農協以外の検査機関のいずれにおいても、組合員と非組合員又は会員と非会員との間で異なる場合があると承知している。

3. 平成13年の指定団体広域化の趣旨のひとつが、各県ごとの指定団体による集乳・販売体制では集送乳コストが増大していることであつたはずだが、県単位の組織（県酪連等）が残った経緯如何。また、生乳の生産・流通における県酪連等の役割如何。

（答）

- 1 生乳が都道府県域を超えて広域的に流通されるようになり、飲用向け生乳の大消費地帯への販売競争が激化していく中で、指定団体が都道府県単位であると送乳経費が増大し、合理的な乳価形成の機能が十分発揮できなくなっていた。
- 2 このため、指定団体であつた県酪連等は、平成13年の広域化に伴い、指定団体へ生乳を出荷する会員となり、乳価交渉や送乳については、広域化した新しい指定団体が当該ブロック全体を見ながら行うこととした。
- 3 一方、1のような状況にあつても、
- ・ 日々の出荷乳量の確定
  - ・ 乳質改善（生乳中の体細胞数や生菌数の低減のための指導）
  - ・ 集乳路線の設定・変更
  - ・ 災害、天候不順等の際の集乳対応
- 等業務については、従来と同様、広域化後も県酪連等が担っているところである。
- 4 近年の酪農家戸数の減少等を踏まえ、農林水産省としては、指定団体等の合理化や生乳流通の効率化を計画的に進めるよう指導しているところである。